

- A 農業、林業
 - 01 農業
 - 02 林業
- B 漁業
 - 03 漁業
 - 04 水産養殖業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
 - 05 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
 - 06 総合工事業
 - 07 職別工事業（設備工事業を除く）
 - 08 設備工事業
- E 製造業
 - 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 11 繊維工業
 - 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
 - 13 家具・装備品製造業
 - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 15 印刷・関連連業
 - 16 化学工業
 - 17 石油製品・石炭製品製造業
 - 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
 - 19 ゴム製品製造業
 - 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 21 窯業・土石製品製造業
 - 22 鉄鋼業
 - 23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業
 - 25 はん用機械器具製造業
 - 26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業
 - 30 情報通信機械器具製造業
 - 31 輸送用機械器具製造業
 - 32 その他の製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 33 電気業
 - 34 ガス業
 - 35 熱供給業
 - 36 水道業
- G 情報通信業
 - 37 通信業
 - 38 放送業
 - 39 情報サービス業
 - 40 インターネット付随サービス業
 - 41 映像・音声・文字情報製作業
- H 運輸業、郵便業
 - 42 鉄道業
 - 43 道路旅客運送業
 - 44 道路貨物運送業
 - 45 水運業
 - 46 航空運送業
 - 47 倉庫業
 - 48 運輸に付帯するサービス業
 - 49 郵便業（信書便事業を含む）
- I 卸売業、小売業
 - 50 各種商品卸売業
 - 51 繊維・衣服等卸売業
 - 52 飲食料品卸売業
 - 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
 - 54 機械器具卸売業
 - 55 その他の卸売業
 - 56 各種商品小売業
 - 57 織物・衣服・身の回り品小売業
 - 58 飲食料品小売業
 - 59 機械器具小売業
 - 60 その他の小売業
 - 61 無店舗小売業
- J 金融業、保険業
 - 62 銀行業
 - 63 協同組織金融業
 - 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
 - 65 金融商品取引業、商品先物取引業
 - 66 補助的金融業等
 - 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
- K 不動産業、物品賃貸業
 - 68 不動産取引業
 - 69 不動産賃貸業・管理業
 - 70 物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
 - 71 学術・開発研究機関
 - 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
 - 73 広告業
 - 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
- M 宿泊業、飲食サービス業
 - 75 宿泊業
 - 76 飲食店
 - 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
 - 78 洗濯・理容・美容・浴場業
 - 79 その他の生活関連サービス業
 - 80 娯楽業
- O 教育、学習支援業
 - 81 学校教育
 - 82 その他の教育、学習支援業
- P 医療、福祉
 - 83 医療業
 - 84 保健衛生
 - 85 社会保険・社会福祉・介護事業
- Q 複合サービス業
 - 86 郵便局
 - 87 協同組合（他に分類されないもの）
- R サービス業（他に分類されないもの）
 - 88 廃棄物処理業
 - 89 自動車整備業
 - 90 機械等修理業（別掲を除く）
 - 91 職業紹介・労働者派遣業
 - 92 その他の事業サービス業
 - 93 政治・経済・文化団体
 - 94 宗教
 - 95 その他のサービス業
 - 96 外国公務
- S 公務（他に分類されるものを除く）
 - 97 国家公務
 - 98 地方公務

預金口座振替依頼書記入例

ご記入にあたっての注意点

- 金融機関お届けの内容と相違がありますと、口座からのお引落ができません上、返送、修正いただく等、何度もお手を掛けることとなります。
- 誤記入した場合は、JWNETホームページより「預金口座振替依頼書」を印刷し、再度ご記入ください。訂正線や訂正印での処理は無効となります。
【URL】 http://www.jwnet.or.jp/jwnet/webippan/pdf/kojin_hrikae.pdf

御中 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(㊤㊦) 平成 年 月 日

銀行 信用金庫 労働金庫 協同組織金融業 漁協 漁連 ゆうちょ銀行

納入依頼企業記入欄

取まとめコード	会社コード	顧客コード
8201	9279	

収納依頼企業名 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 料金等の種類 JWNET利用料

(フリガナ) カブシキカイシャマルマルカンキョウ

契約者名 株式会社〇〇環境

ご住所 〒123-4567 東京都千代田区麹町〇-〇-〇 △ビル ☎ 03 - 1234 - 5678

金融機関使用欄

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

不備返却事由

1. 預金取引なし
2. 記載事項相違
3. 印鑑相違
4. その他

(店名、預金種目、口座番号、口座名義、通帳記号・通帳番号)

契約者情報記入欄(フリガナを省略)

1 納入代行会社名 株式会社セディナ (旧クオーク)

振替日・払込日 納入代行会社の指定する日(金融機関休業の場合は翌営業日)

フリガナ カブシキカイシャマルマルカンキョウ ダイヒョウトリシマリヤク サンバイタロウ

預金口座振替依頼書 株式会社〇〇環境 代表取締役 産廃太郎

金融機関お届け印

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を締結のうえ依頼します。

一 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)一

1. 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同組合(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しの上支払って下さい。この場合、預金規定または当座約定規定にかかわらず、預金通帳、同払請求書の提出または小切手の振出しはしません。また引落後の代金領収書は請求いたしません。
2. 振替口座において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を適用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたる会社から請求が来い等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替について事前に紛論が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
5. 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

預金者情報記入欄(フリガナを省略)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合

JWNET	銀行番号	店番号	預金種目	口座番号
コード	*999*	*99	1普通	0123456

※ゆうちょ銀行をご利用の場合

種目コード	支店コード	通帳記号	通帳番号(右つめてご記入ください)
116	6301	0	

株式会社セディナ

金融機関へお願い

○この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記へご返送ください。

お客様→情報処理→セディナ→金融機関センター

(不備返却先) 〒541-8572 大阪市中央区今橋4-4-7 (株)セディナ 大阪事務センター

1 電子manifestの契約者名・フリガナ・ご住所・電話番号をご記入ください。

2 法人の場合、「口座名義人(預・貯金者名)」欄には金融機関お届けの口座名義人の会社名、肩書き、氏名をご記入ください。法人格名は省略せず正しくご記入ください。(フリガナも同様)

株式会社	(株)
有限会社	(有)
カブシキガイシャ	(カブ) / (カ)
ダイヒョウトリシマリヤク	ダイ)

2・3 金融機関お届け印を押印してください。

3 ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合、銀行名・支店名・銀行番号・店番号・預金種目・口座番号をご記入ください。ゆうちょ銀行をご利用の場合、通帳記号と通帳番号をご記入ください。
*例はゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合の記入例です。